

下関市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 5 年 4 月 1 日
下関市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

下関市においては、都市的地域の下関、中間農業地域の菊川・豊浦・豊北、山間農業地域の豊田と農業の地域類型が異なり、中山間地域も多く存在している。また、水稻を基幹として、麦、大豆などの土地利用型作物に加え、野菜や花き、果樹、畜産などの専作や複合による多様な農業生産活動が展開され、農業構造としては、兼業や家族経営などの小規模経営体も多く存在することから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

さらには、多くの地域において高齢化等による担い手不足が深刻で、さらなる遊休農地の発生が懸念されることから、より一層、担い手の確保などに取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員等」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、下関市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という）第5条第1項に規定する山口県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する下関市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	7,360 ha	72 ha	0.97 %
3年後の目標 (令和7年3月)	7,360 ha	66 ha	0.89 %
目 標 (令和14年3月)	7,360 ha	52 ha	0.70 %

【目標設定の考え方】

令和4年3月時点の遊休農地面積72haを毎年2haずつ削減して、令和14年3月までに20ha減を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制推進員等で構成する担当チーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について

」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	7,360 ha	2,355 ha	32.0 %
3年後の目標 (令和7年3月)	7,360 ha	3,194 ha	43.4 %
目 標 (令和14年3月)	7,360 ha	5,152 ha	70.0 %

【目標設定の考え方】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における、集積面積割合の目標70.0%を最終目標としています。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 市が策定する地域計画の作成と見直しに推進員等は積極的に参加し、地域計画の整備を促進する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用など、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年3月）	0 人 （ 0 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （令和7年3月）	21 人 （ 18 ha）	3 法人 （ 1.5 ha）
目 標 （令和14年3月）	70 人 （ 62 ha）	10 法人 （ 5 ha）

【目標設定の考え方】

過去の新規参入状況を基に、新たに農業経営を営もうとする個人や法人の目標数を毎年、個人7人、法人1人とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者の把握に努める。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市等が企画する新規就農フェア等に、推進委員等が参加することで新規就農希望者への情報提供や情報収集に努める。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、市や農地中間管理機構等とも連携し、企業の参入に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 推進委員等は、関係機関等と連携しながら新規参入者の地域の受入体制の整備や、フォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

下関市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、下関市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力